
**発注者のための
初めての
施工プロセスを通じた検査と出来高部分払い**

施工プロセスを通じた検査とは

【目的】

「施工プロセスを通じた検査」は、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等を確認し、その結果を検査に反映させることによって工事の品質確保体制を強化し、既済部分検査や完成検査の効率化を図るものです。あわせて、出来高部分払により出来高に応じた円滑な支払を図ります。

【導入の効果】

1. 工事目的物の品質確保

現地確認の強化による品質確保、粗雑工事、不正行為の防止

2. 監督・検査業務の効率化

既済部分検査、完成検査及び技術検査の効率化

「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事では、品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の確認による完成検査の実施により、中間技術検査は原則として省略します。

3. 出来高に応じた円滑な支払

出来高部分払方式による支払回数の増加、受注者のキャッシュフローの改善

【検査の内容】

従来の検査内容と「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事の検査内容の違いは以下の通りです。「施工プロセスを通じた検査」を導入した工事においては、原則として中間技術検査を省略します。（詳しくはP.2を確認ください。）

検査内容

従来の検査の場合	施工プロセスを通じた検査の場合
・中間技術検査	・工事実施状況、出来形、品質を臨場で確認(検査の補助) ※品質検査員が実施
・既済部分検査	・既済部分検査 ※主任検査職員が実施
・完成検査 ※検査職員が実施	・完成検査 ※総括検査職員が実施

【発注者による工事現場の確認(監督職員と品質検査員の役割)】

「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事においては、従来の監督職員・検査職員に加え、品質検査員を新たに配置することになります。

品質検査員は、監督職員に替わって当該工事の設計図書との適合状況を含む工事実施状況等について工事現場で臨場により確認し、その結果を施工プロセス検査チェックシートを記録します。その記録結果を一定期間ごとに検査職員へ報告します。またその結果は検査職員から監督職員へ報告します。（詳しくはP7を確認ください。）

施工プロセスを通じた検査による検査の効率化

【検査業務の効率化】

品質検査員が報告した施工プロセス検査チェックシートを踏まえて検査を行うことで、工事書類及び現場の確認を大幅に削減できるため、検査を効率良く実施することが可能となります。

【既済部分検査の効率化】

「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事では、既済部分検査技術基準にかかわらず、受注者が作成した各種記録と契約図書との対比を行わなくても品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の結果に基づき、契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととして差し支えありません。

このため、準備する資料は、下表のとおりです。

既済部分検査において準備する工事書類

通常の既済部分検査	「施工プロセスを通じた検査」における既済部分検査
<p>○受注者が準備する資料</p> <ul style="list-style-type: none">・ 契約図書・契約関係書類・ 出来形内訳書・ 出来形報告書（出来形図、数量内訳書）・ 施工計画書・ 施工体制台帳・施工体系図・ 工事打合せ簿・ 材料確認願・ 段階確認書・ 品質管理資料・ 出来形管理資料・ 工事写真 他	<p>○受注者が準備する資料</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求書（部分払）・ 出来形内訳書・ 出来形報告書（出来形図、数量内訳書） <p>○発注者が準備する資料</p> <ul style="list-style-type: none">・ 施工プロセス検査チェックシート等の施工プロセス検査業務記録

【完成検査の効率化】

完成検査で準備する資料は、原則として従来どおりとしますが、品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の結果を積極的に活用することにより、総括検査職員による完成検査を効率化してください。

【技術検査の効率化】

品質検査員がとりまとめた施工プロセス検査チェックシート等の確認による完成検査により、中間技術検査は原則として省略します。

ただし、発注者として中間技術検査が必要と判断し、契約上中間技術検査を実施することとした場合は中間技術検査を実施することも可能です。

施工プロセスを通じた検査の試行対象工事

【導入する必要性が高い工事】

- ①複雑な構造物・施工条件が厳しいなど、施工することが容易ではなく 品質の確保が難しい工事
- ②複雑な構造物など「段階確認」が多く工期の長い工事で、監督・検査業務の効率化・平準化が図れる工事
- ③出来高部分払方式により、代金支払の円滑化が図れる工事

【試行対象工事】

施工プロセスを通じた検査試行対象工事は、出来高部分払が採用できる工期が180日を越える工事のうち、以下の工事を対象とします。

○ 一般土木工事

予定価格	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事
7.2億円以上	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事
3.0億円以上7.2億未満	難易度がⅢ以上で、国債工事及び地方整備局長が必要と認める工事 低価格調査の調査基準価格を下回った価格をもって契約する全ての工事
1億円以上3.0億円未満	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事

○ 鋼橋上部工事

予定価格	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事
3.0億円以上	難易度が高く工期が長いため、原則として全ての工事
1.0億円以上3.0億円未満	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事

○ フレストレスト・コンクリート工事

予定価格	施工プロセスを通じた検査の対象となる工事
3.0億円以上	難易度が高く、工期が長いため、原則として全ての工事
1.0億円以上3.0億円未満	難易度がⅢ以上の工事のうち、事務所長が必要と認める工事

施工プロセスを通じた検査の導入について

【試行対象工事の入札公告】

「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事の発注においては、入札公告等に「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事であること及び支払方法が出来高部分払となることを記載します。

【支払方法】

「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事は、出来高部分払方式となることを入札公告等に記載します。

【実施体制づくり】

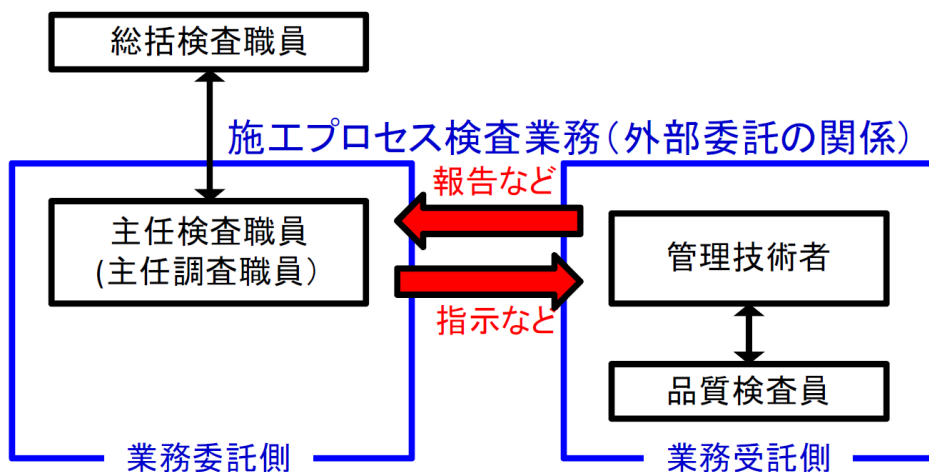
下表を参考に施工プロセスを通じた検査における検査体制を構築して下さい。

実施体制例

検査職員の名称 (担当する検査業務)	本官工事における 検査職員の役職等	分任官工事における 検査職員の役職等
総括検査職員 (完成検査)	工事検査官等	工事品質管理官等
主任検査職員 (既済部分検査)	工事品質管理官等	事務所課長等
品質検査員 (検査補助業務)	事務所係長等又は外部委託	事務所係長等又は外部委託

施工プロセス検査業務を外部委託で実施する場合は、原則として主任検査職員を業務委託の主任調査職員に任命し、円滑な連絡体制を確保してください。

業務委託の場合の実施体制



出来高部分払方式とは

【出来高部分払の目的】

出来高部分払方式は、支払の間隔が長く回数の少ない、現行の前金払方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものです。

【対象となる工事】

対象工事は出来高部分払方式が採用されるため、工期が180日を超える工事が試行対象工事となります。

【支払回数】

受注者は、前金の他に出来高に応じて区切の良い時に部分払を請求できます。請求に対し、主任検査職員は既済部分検査を実施します。なお、通常は、約90日に1回の頻度で請求できますが、施工プロセスを通じた検査試行対象工事においては約60日に1回の頻度で請求できます。

出来高部分払方式と中間前金払方式の比較

設定条件

契約期間: 平成22年6月1日～平成23年3月31日

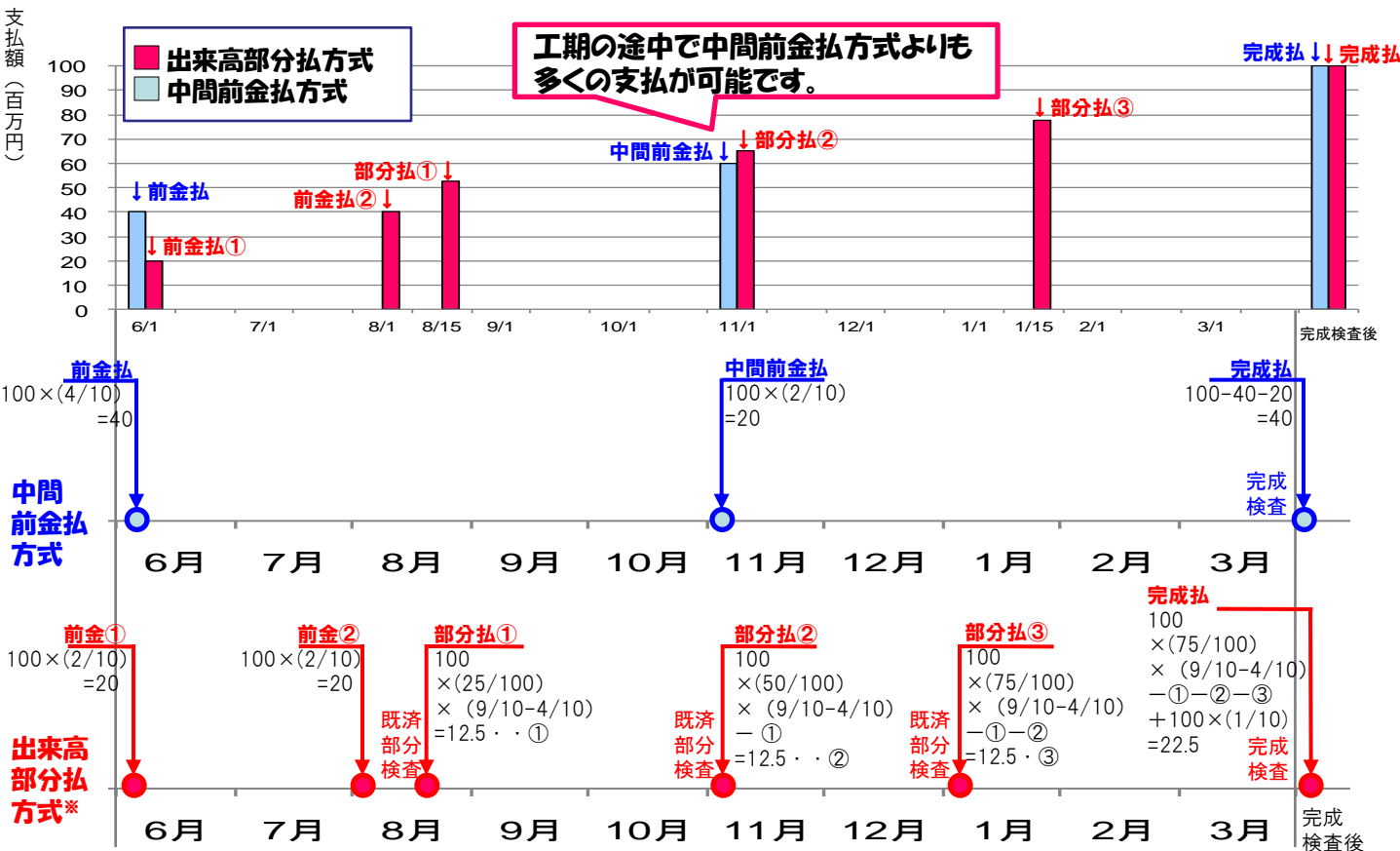
出来高: 毎月同等の出来高を仮定

全体工期: 約300日(10ヶ月)

(毎月10/100の出来高)

請負金額: 100百万円

出来高部分払回数: 3回*

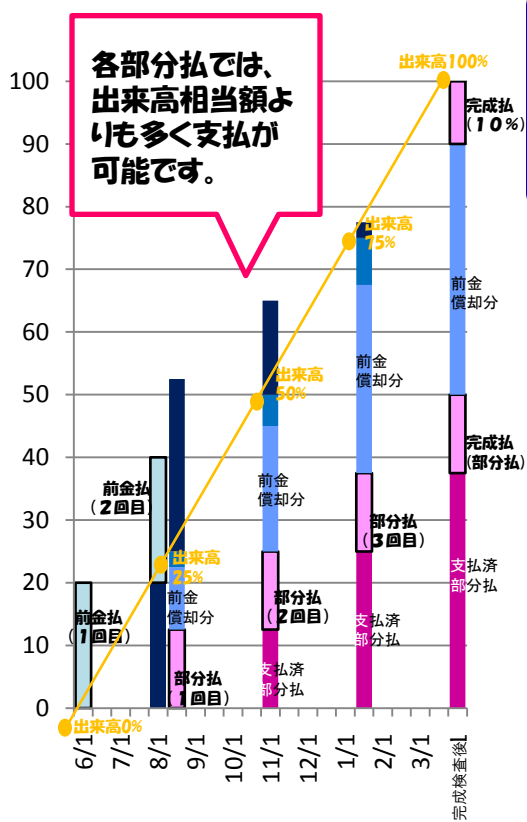


※約90日に1回の場合。施工プロセスを通じた検査ではさらに高い頻度(約60日に1回)で支払が可能です。

出来高部分払方式における支払例

出来高部分払の考え方

支払額(百万円)



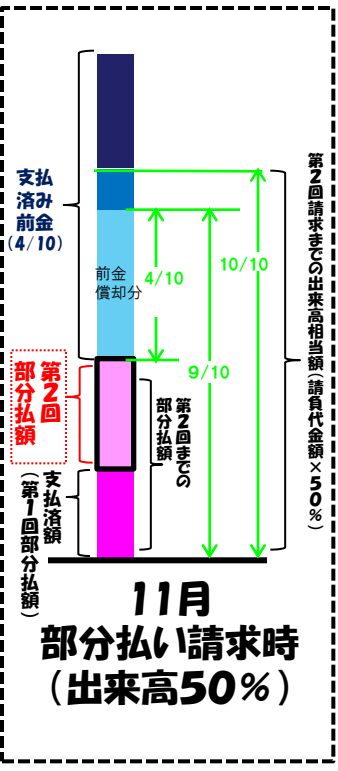
出来高部分払いの注意点

部分払額は、出来高相当額の10%割引額から前金償却分と支払済みの部分払額を差し引いた金額となります。前金払額は請負支払額の40%ですが、出来高がこの40%を超えていなくても部分払いは可能です。

P5の出来高部分払いの考え方を第2回の部分払請求時を例に説明します。

- ① 契約締結の当初に受注者からの前金払請求があり、請負代金額の20%が前金として支払われました。
- ② その後、8月に工事の進捗額が請負代金額の20%を超えたことを確認できたので残りの前金（請負代金額の20%）が支払われました。（工期が121日以上経過でも残りの前金の支払は可能です）
- ③ さらに、8月に出来高25%に対して受注者から第1回の部分払請求があり、既済部分検査により給付の確認後支払、その約90日後の11月に出来高50%に対して受注者から2回目の部分払請求がありました。
- ④ 第3回請求時も同様の考え方で支払われます。
- ⑤ 最後に完成検査により給付の確認が終了した後、完成払として残りの出来高と請負代金額の10%が支払われます。

第2回部分払請求時の部分払額の計算例



適正な施工の確保のために発注者から工事を行う受注者に一時的に渡したお金（前金）を各部分払の一部として返して（償却）してもらいます。

第2回請求時の部分払額 (前金償却分)

$$= \left[\text{第2回請求時までの請負代金相当額} \times 1 \right] \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right] - \left[\text{第1回部分払額} \right]$$

$$= \left[\text{請負代金額} \right] \times \left[\frac{\text{出来高}}{(50/100)} \right] \times \left[\frac{9}{10} - \frac{4}{10} \right] - \left[\text{第1回部分払額} \right]$$

$$= \left[\text{請負代金額} \right] \times \left[\frac{\text{出来高}}{(50/100)} \right] \times \frac{5}{10} - \left[\text{第1回部分払額} \right]$$

$$= \left[100 \text{百万円} \right] \times \frac{5}{10} \times \frac{5}{10} - \left[12.5 \text{百万円} \right]$$

$$= \left[100 \text{百万円} \right] \times \frac{5}{10} \times \frac{5}{10} - \left[12.5 \text{百万円} \right] = 12.5 \text{百万円}$$

※1 具体的な請負代金相当額の算出方法は、「出来高部分払方式の実施について」（平成22年9月28日）で定めた「出来高部分払方式実施要領」の通りですが、ここでは請負代金額×出来高として簡略化して説明しています。

施工プロセスを通じた検査実施の留意点

【既済部分検査における留意点】

- 受注者の検査立会者は、原則として現場代理人のみです。
- 検査中現場の施工を中止することなく継続させてかまいません。
- 現場の清掃・後片付けを求めません。
- 検査に必要としない資料は準備させません。

【監督と検査の業務分担】

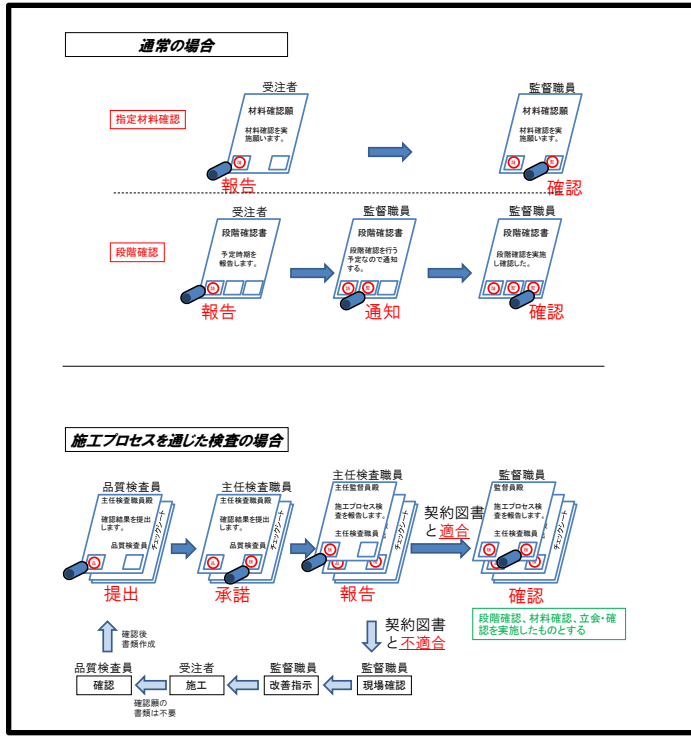
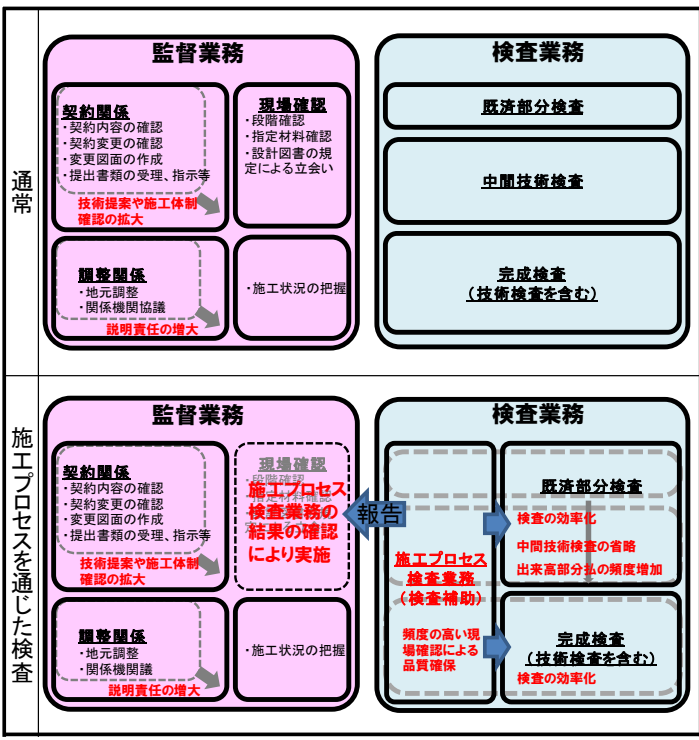
従来の工事と「施工プロセスを通じた検査」の工事の監督・検査業務の違いは、以下の通りです。

従来の工事で監督職員が行う「段階確認」「指定材料確認」「設計図書の規定による立会い」を品質検査員が施工プロセス検査チェックシートにより確認し、監督職員は施工プロセス検査チェックシートの報告を受けることにより、設計図書との適合を確認します。

これにより、受注者から監督職員へ「段階確認願」、「材料確認願」、「確認・立会願」の帳票の提出は不要ですが、確認の時期については、請負業者、監督職員及び品質検査員との円滑な連絡体制を構築する中で、漏れが生じないように行ってください。

業務分担

工事書類の流れ



用語の説明

現場確認業務: 監督職員が工事現場で臨場により確認する業務である「指定材料の確認」、契約図書において監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種における「工事施工の立会い」、「段階確認」のことを指します。施工プロセスを通じた検査を行う工事においては、これらの業務は検査業務として工事現場で品質検査員が実施します。(監督職員は施工プロセス検査業務の結果を確認することで現場確認業務を実施した事とみなします)

施工プロセス検査業務: 工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、検査職員を補助する業務のことです。

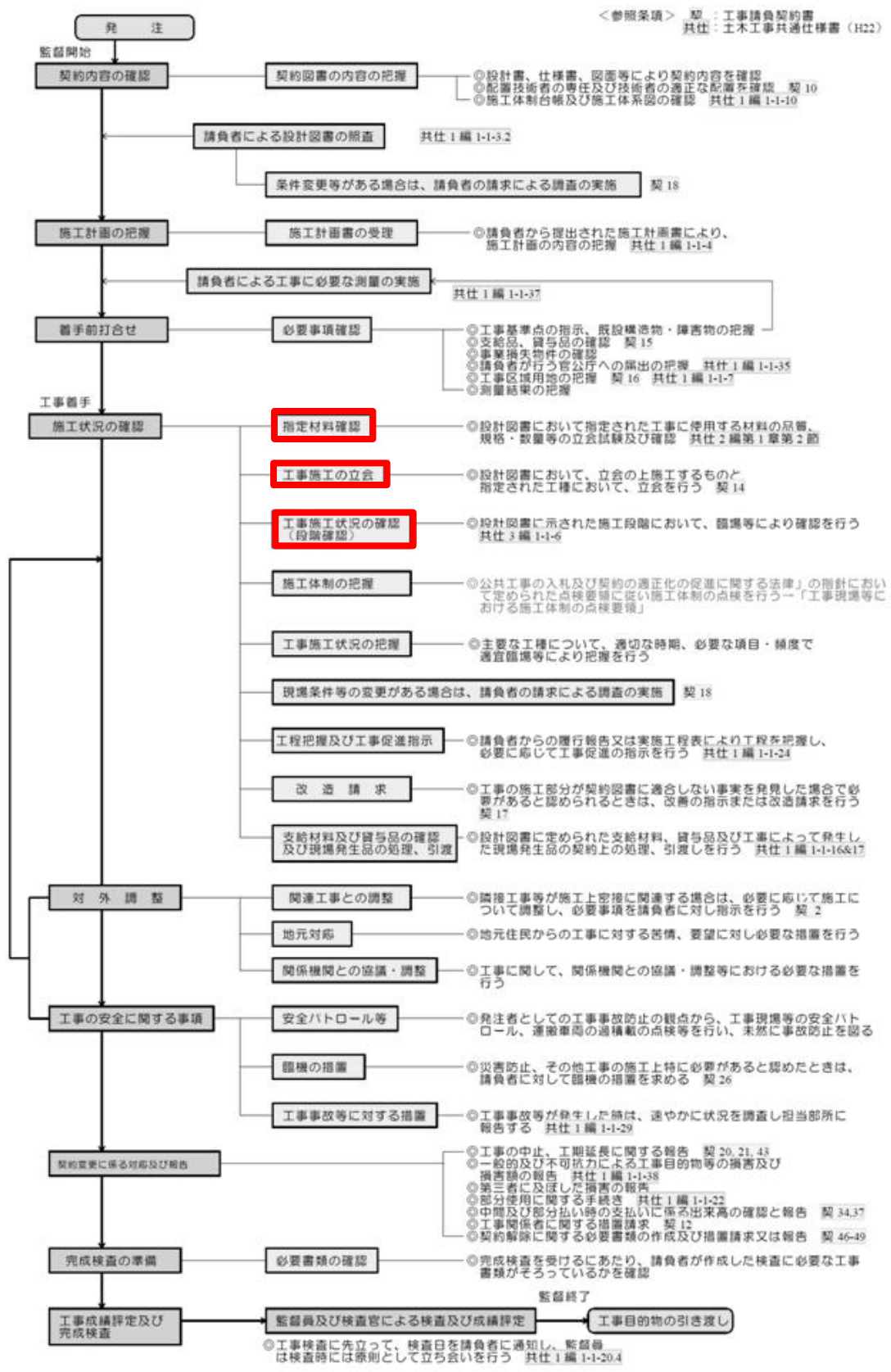
品質検査員: 施工プロセス検査業務を実施する者です。業務の受託者または国土交通省の職員が品質検査員となります。

監督職員と品質検査員の業務分担

「施工プロセスを通じた検査」 試行対象工事では、品質検査員が工事現場で臨場により「指定材料確認」、「工事施工の立会」、「段階確認」を確認することになります。施工状況の把握や条件変更の確認等については、監督職員が行います。

品質検査員の業務

工事監督の流れ



施工プロセスを通じた検査と出来高部分払 Q & A

Q1 出来高相当額が前金支払額(請負代金額の40%)を超えないと部分払請求ができないのですか？

A1 いいえ、できます。出来高相当額が前金支払額(請負代金額の40%)を超えなくても、出来高相当額が請負代金額の20%を超えれば最初の部分払請求が可能です。詳しくは、P6を確認ください。

Q2 国債工事でも、出来高部分払を受けられますか？

A3 はい、できます。単年度の工事・国債工事などの複数年度の工事の違いに関係なく、工期全体が180日を超えていれば、出来高部分払方式を選択することが可能です。

Q3 「施工プロセスを通じた検査」の工事以外でも出来高部分払方式はできますか？

A3 はい、できます。180日を超える工期があればどの工事でも出来高部分払方式が契約時に選択可能です。従来の工事の場合、部分払の回数は約90日に1回の頻度です。

また「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事の場合、部分払の回数が約60日に1回の頻度となり、従来の工事よりも高い頻度で部分払いを可能

です。さらに品質検査員の記録したチェックシートを確認することで受注者・発注者双方の既済部分検査の対応が簡単になります。

Q4 約90日(約60日)に1回の頻度とは、部分払から90日(60日)過ぎないと次の部分払ができないということですか？

A4 いいえ。約90日(約60日)に1回とは、部分払請求の上限回数を定めるものです。よって、90日(60日)の日数に関係なく受注者が希望する請求のタイミングで部分払が可能です。

Q5 「施工プロセスを通じた検査」の工事では、必ず出来高部分払となるのですか？

A5 はい。「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事の場合、契約時に出来高部分払方式が採用されるため必ず出来高部分払方式による支払となります。

Q6 既済部分検査の準備は大変ではありませんか？

A6 いいえ。「施工プロセスを通じた検査」試行対象工事の場合、主任検査職員は品質検査員が記録した施工プロセス検査チェックシートにより既済部分検査の前から検査項目を確認し、あわせて原則として中間技術検査を省略するため、通常工事の場合と違い既済部分検査が簡単になります。

なお、受注者が準備する書類は「出来形内訳書」、「出来形報告書(出来形図・数量内訳書)」及び「請求書(部分払)」だけとなります。

Q7 既済部分検査時に必ず中間技術検査をすることになりますか？

A7 いいえ。中間技術検査は既済部分検査を兼ねることが可能ですが、既済部分検査時に必ず中間技術検査を実施する必要はありません。例えば部分払請求可能回数が3回で、中間技術検査の回数が2回と契約図書に定められている場合、部分払請求による2回の既済部分検査は、中間技術検査を兼ねることになりますが、残りの1回の部分払請求による既済部分検査時は中間技術検査が不要

【利用にあたっての注意】

本パンフレットは、平成22年3月29日付け通知「施工プロセスを通じた検査の試行について」(国地契第36号国官技第338号)に基づく平成22年度の試行内容をまとめたものです。平成22年度以降は試行の内容に変更がある場合もありますのでご注意ください。

【内容に関する問い合わせ】

本パンフレットの内容に関する質問は、各地方整備局技術管理課へお問い合わせください。

作成者：国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室

作成日：平成22年10月